

# 鹿部町災害廃棄物処理計画（概要版）

## ■ 背景及び目的

本計画は、鹿部町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

## ■ 計画の位置づけ

環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、鹿部町地域防災計画や既存計画等と整合を図る。

## ■ 想定する災害

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。鹿部町では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が想定されている。

項目	内 容	
想定地震	日本海溝・千島海溝沿い巨大地震	
最大震度	一	
建物被害	全 壊	3,028 棟
	半 壊	351 棟
	床上浸水	23 世帯
	床下浸水	13 世帯
	焼失：木造	一 棟
	焼失：非木造	一 棟
	焼失：非分離	一 棟
津波浸水面積	4,935,838 m <sup>2</sup>	
避難者数 (避難所生活者数)	2,900 人 ( 1,900 人 )	

## ■ 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、鹿部町が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、地震災害によって発生する、可燃物、可燃系混合物、木くず、不燃物、不燃系混合物、コンクリートがら、金属くず、廃家電、小型家電・その他家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物・危険物、廃自動車、その他、適正処理が困難な廃棄物とする。

なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

## ■ 災害廃棄物の処理に関する基本方針

発生から概ね3年以内の処理完了を目指すが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

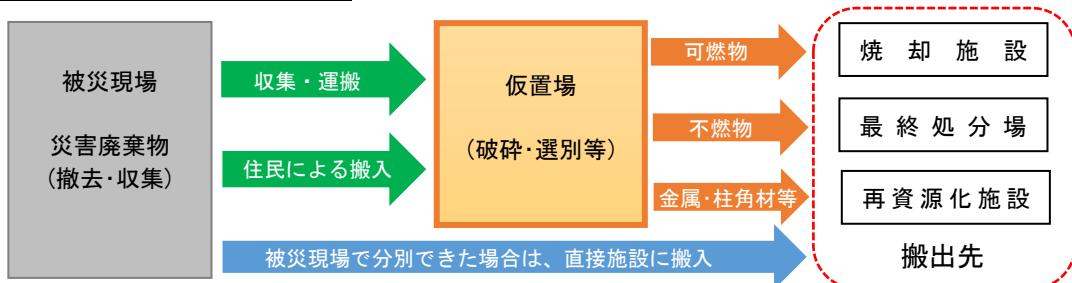
基本方針	内 容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

## ■ 災害廃棄物発生量の推計

鹿部町では、災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物発生量の推計を行う。

	災害廃棄物発生量 (t)						
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	津波堆積物・土砂	合計
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	21,323	21,323	61,599	7,818	6,397	0	118,460

## ■ ごみ処理の基本的な流れ



## ■ 仮置場及び必要面積

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

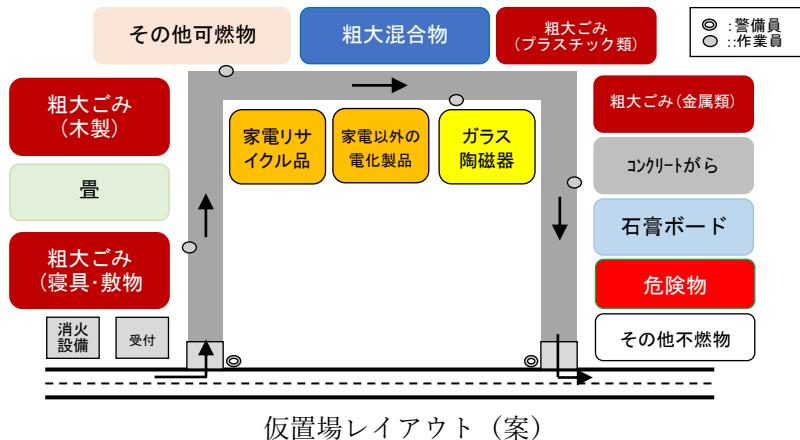
名称	所在地	概算面積 (m <sup>2</sup> )	所有者及び管理者
鹿部町内町有地	茅部郡鹿部町字宮浜	約7,200	鹿部町

	仮置量 (t)	仮置場必要面積	
		(m <sup>2</sup> )	(ha)
日本海溝・千島海溝沿い 巨大地震	78,973	28,718	2.87

## ■ 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。

広報は、平常時より検討し、マスメディア（新聞、テレビ、防災ラジオ等）を通じて行うほか、インターネット、チラシ、広報宣伝車等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。



## ■ 処理事業費等

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。

補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、都道府県・市町村は円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行う。